

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06－4393－6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	火薬類の製造営業の許可
概 要	火薬類の製造（変形又は修理を含む。）の業を営もうとする者は、製造所ごとに市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325AC0000000149)
審査基準	申請者が火薬類取締法第6条各号のいずれにも該当しないこと、また、申請に係る製造施設の構造、位置及び設備並びに製造の方法が、それぞれ経済産業省令で定める技術上の基準に適合し、製造の業を適確に遂行するに足りる技術的能力があり、かつ、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障がないことが必要です。 ・火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第4条から第5条の2まで (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325M50000400088) ・火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示 (昭和49年通商産業省告示第58号) ・火薬類に関する対策の強化について (昭和50年2月28日50立局第128号) ・火薬類取締法施行規則第5条第1項第20号の規定に基づく火薬類の容器包装の基準を定める告示 (平成10年通商産業省告示第149号) ・製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示 (平成11年通商産業省告示第302号) ・16歳以上18歳未満の者が消費を行うことができる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示 (平成18年3月31日経済産業省告示第69号) (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/gunpowder/hourei/kokuji.html) ・「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について【別添1】火薬類取締法施行規則関係例示基準（製造） (令和3年10月15日保局第2号) (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/gunpowder/hourei/reiji.html)
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	火薬類の製造業を営むための許可を受けようとするとき
提出方法	火薬類製造営業許可申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの4通を大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	220,000円
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	